

## 交通事故等で負傷したときは、 「負傷原因届」や「第三者等の行為による傷病届」 をご提出ください！

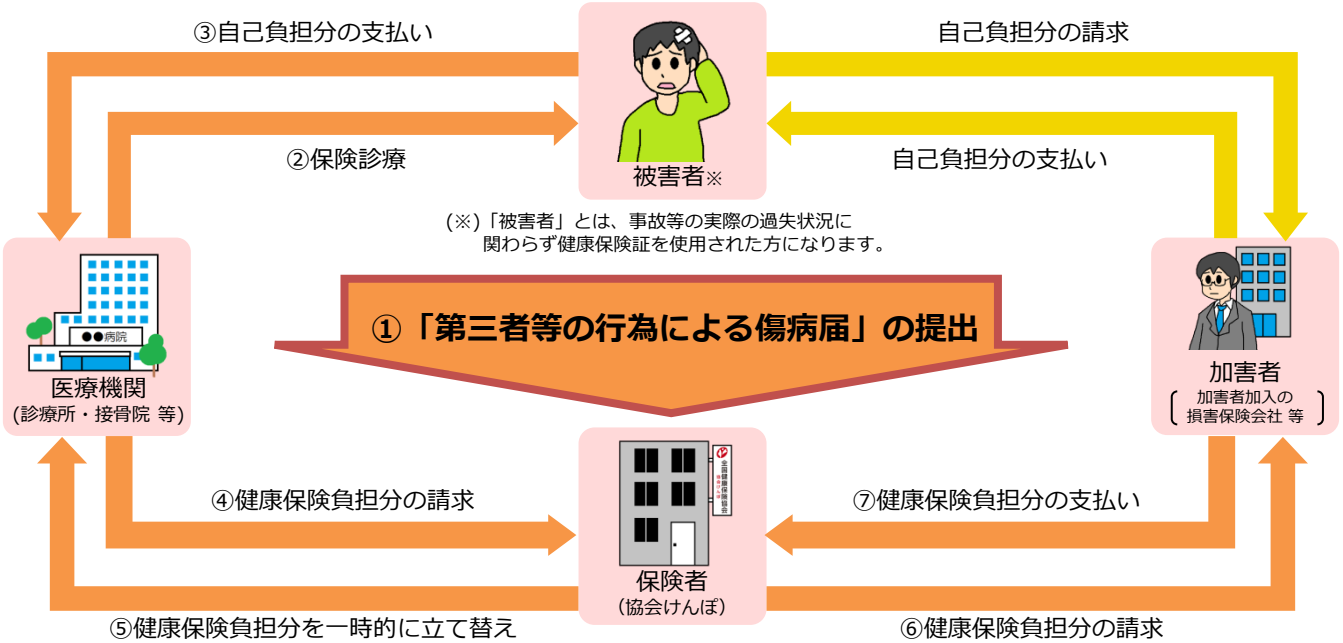
負傷して、医療機関で健康保険証を使って治療を受ける場合は、「工作中や通勤途中の負傷であるのか」または「第三者行為による負傷であるのか」等を確認させていただくため、加入先の協会けんぽへ「負傷原因届」のご提出をお願いしています。

さらに、交通事故や暴力行為（ケンカ）等、相手（第三者）の行為による負傷の場合は、「第三者等の行為による傷病届」※のご提出も必要となりますので、必ず協会けんぽ千葉支部までご連絡ください。申請に必要な書類等をご案内いたします。

※ 交通事故で相手がいない自損事故や、暴力行為で相手が不明な場合なども負傷原因届のご提出が必要となります。  
※ 「飲食店等での食中毒」など、負傷以外の場合でもご提出が必要な場合があります。

**ご注意ください** 工作中や通勤途中での負傷は、労災保険の給付の対象となり、健康保険では診療を受けることができません。事業所所在地を管轄する“労働基準監督署”へご相談ください。

### ＜第三者等の行為による傷病で受診した場合の流れ＞



Q. どうして届出が必要なのですか？

A. 第三者等の行為による負傷の治療費は、本来相手方（加害者）が支払うものです。そのため、健康保険を使って治療を受ける場合は、協会けんぽ（保険者）が相手方（加害者）に代わって医療費を立て替えたこととなります。この立て替えた医療費を、後日、協会けんぽ（保険者）から加害者や保険会社に請求するために、事故の状況等を確認させていただく必要があることから、「第三者等の行為による傷病届」のご提出をお願いしています。

Q. どんな時に届出が必要なのですか？

- A. ・自動車やバイク、自転車等の交通事故  
 ・他人のペットにかまれたとき  
 ・暴力行為等による負傷  
 ・スキー、スノーボード等の接触事故 等

Q. 示談するとき気を付けることは？

A. 安易に示談をすると、健康保険を使うことができなくなる場合もあります。示談するときには、事前に協会けんぽに電話等でご相談ください。事故現場等であわてて示談すると、後日思わぬ問題が生じることがありますので、ご注意ください。

# 医療費が高額になりそうなときは **限度額適用認定証** をご利用ください

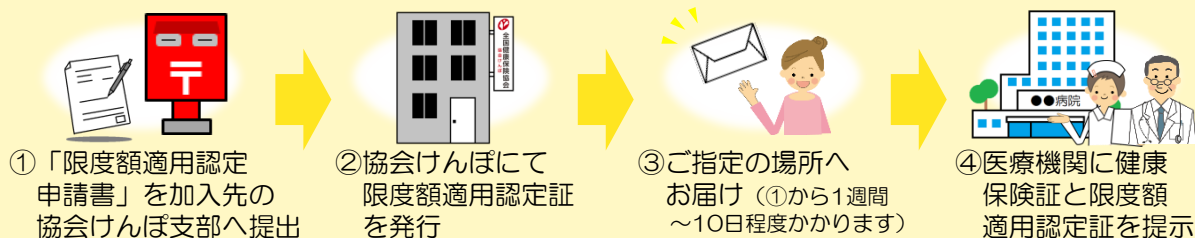
高額な医療費の窓口負担が事前に分かっている場合、**限度額適用認定証**を申請し医療機関の窓口で提出すると、窓口での支払が自己負担限度額まで※1となり、大変便利です。ぜひご利用ください！

<70歳未満の方の自己負担限度額※2>

被保険者の所得区分	1ヶ月（1日～末日）の自己負担限度額	多数該当
ア 標準報酬月額※3 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ 標準報酬月額 53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ 標準報酬月額 28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円	44,400円
オ 低所得者※4 (住民税非課税者等)	35,400円	24,600円

- ※1 限度額適用認定証を複数の医療機関（薬局含む）で利用した場合など、後で高額療養費の申請が必要となるケースもあります。
- ※2 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額につきましては協会けんぽホームページをご覧ください。
- ※3 被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を、区切りのよい幅で区分したものです。
- ※4 低所得者に該当する場合は、限度額適用認定証ではなく「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。（70歳以上の方も必要です）

## 申請から利用までの流れ



## 平成30年8月以降の70歳以上75歳未満の方の限度額適用認定証について

平成30年8月以降、70歳以上75歳未満の方で高齢受給者証の「一部負担金の割合」が「3割」となっている方のうち、被保険者の所得区分が「標準報酬月額28万～50万円」の方、または「標準報酬月額53万～79万円」の方は、限度額適用認定証の申請が必要となります。

70歳以上75歳未満の方で、限度額適用認定証をお持ちの場合は、

- ①健康保険証
  - ②高齢受給者証
  - ③限度額適用認定証
- の3点を医療機関に提示してください。

所得区分が上記以外の方は、

- ①健康保険証
  - ②高齢受給者証
- の2点を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

制度の詳細につきましては、協会けんぽのホームページをご覧ください。お電話でお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 業務グループ ☎043-308-0523

## 協会けんぽの 木更津・船橋、 市川年金事務所出張窓口

11月の  
開設日

開設時間

AM 8:30～12:00  
PM 13:00～17:15

※12:00～13:00は不在となります。

### 木更津・船橋年金事務所出張窓口

(開設日: 月初日・月曜日・水曜日・金曜日)

平成30年11月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

■ : 開設日

※松戸年金事務所出張窓口は、月曜日から金曜日（祝日を除く）まで開設しております。

### 市川年金事務所出張窓口

(開設日: 月初日・火曜日・木曜日)

※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設

平成30年11月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

全国健康保険協会 千葉支部  
協会けんぽ

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

ホームページ: [協会けんぽ千葉](#) 検索

TEL: 043-308-0521 (代表) 【受付時間: 8:30～17:15】

✉ [メルマガ登録はこちら](#)



間違い電話にご注意ください!

お問い合わせの際には、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようよろしくお願い申し上げます。